

議員特別研修実施報告書

報告議員名	立身 万千子	報告日	令和5年10月30日
調査研究・研修等 名 称	議員の学校スペシャル2023夏 これまでにない 基礎の基礎から語りつくす地方自治 ■基礎講義 ・「地方自治とは何か、なぜ生まれたか、その目的は何か」 ・基本的人権の内容とそのすべてを具体化する地方自治 ・地方議会活動について、その基本から理解する		
実 施 日	令和5年8月19日		
会 場	オンラインによる受講		
調査研究・研修等の 概 要	別紙報告書のとおり		
調査研究・研修等の 成果と感想	別紙報告書のとおり		

※1調査研究・研修等の成果を証する書類の写しを添付してください。

※2調査研究・研修等に要した費用の支出を証する書類を添付してください。

「議員の学校 スペシャル 2023 夏」8 月 19 日、NPO 法人多摩住民自治研修所主催のオンライン研修報告 (2023 年度 議員特別研修)

日程がうまく取れず、最終日の池上校長による「これまでにない基礎の基礎から語りつくす地方自治」というテーマを学びました。

この「議員の学校」は、「日本国憲法の原則に立つ」ことを貫き、一切の思想・政党・会派の区別を問わず、だれでも参加できる学校で、私は東日本大震災前後の頃から憲法が目指す「地方自治」について学ぼう！としてきました。池上校長は、講義の途中でちょこちょこ“クイズ”を出されます。そのたびにハタッと言葉に詰まる自分にもどかしさを禁じ得ず、同僚議員たちと一緒に受講して話し合いを深めたいな～と思ってきました。今回は、猛暑を避けて自分の車を勉強部屋にしての ZOOM です。

テーマは「**地方自治とは何か。なぜ生まれたか。その目的は？**」・・・

この講義の中で、特に心に残った言葉を紹介・報告します。

地方とは・・・台地を四角に区分けしていることから中国の言葉になった。治とは・・・漢字のルーツ＝川を鎮めること。・・・これらを念頭に置きながら以下を学ぶ。

*** 日本国憲法「前文」に明記されている中の重要点を確認する。**

平和的生存権とは・・・単なる戦争反対ではない！

「われらは全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」

「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」

「国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その**権威**は国民に由来し、その**権力**は国民の代表者がこれを行行使し、その**福利**は国民がこれを楽しむ」
===これらは人類普遍の原理である。

* 以上の文言を実現する土台は憲法第 13 条に明記されている。

「すべて国民は、個人として尊重される」=一人一人の自己実現のためにある。

これに向き合えるのは国や県ではなく**市町村**（小規模のほうが良い）。

* **政治の目的**とは何か？

各個人における幸福追求（自己実現）の権利の保障である。

具体的には「地域共同体の一員としての自覚 = 自立」

そのためには生涯学習しかない。

すなわち、**教育の本来の目的は自己実現**である

「学びて時にこれをならう（実践する）。また喜ばしからずや」…孔子

* 憲法第 92 条「地方自治の本旨とは？」（地方自治の元々の意味）

・各々の地域は、そこに住む住民が治める。

① 地域を住民が主体的な意思に基づいて治める = **住民自治**

② 住民自治を実現するための主体的な組織の形成と運営 = **団体自治**

この①と②が地方自治の本旨であり、地方公共団体の意思決定を、外から拘束されないし、地方公共団体の内部では住民の意思によって運営されるという意味である。

* **なぜ憲法は「地方自治」の章を置いたのか？**

単に法律で地方公共団体として取り扱われていることだけでは足りない。

事実上、住民が経済的・文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識を持っているという社会的基盤が存在し、沿革的にみても、また、現実の行政上においても相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等、地方自治の基本的権能を付与された地域団体であることを必要とする。

* **「新しい人権」**（国際連合が出来てから後、日本国憲法が制定された以後に確認された。）・・・子どもの権利・難民の権利・ジェンダー平等など

* **子どもの権利**：1924 年第一次世界大戦による欧州の子どもの大量死・孤児激増を要因として国際連盟総会で採択された「ジュネーブ宣言」にある

・日本では 1951 年に「児童憲章」が制定された。

「子どもとは、心身の発達の過程にある者」と定義される。

* すべての人権をすべての個人に保障するのは、基礎的自治体である市町村である。しかし、実際に日本の状況はどうか？・・・大学入学時のセンター試験・増加する学習塾・実質は政府によって一方的に決められる教科書検定・学習指導要領・・・と縛りが強い（イタリア：親と子が本屋で教科書を決める）

* さらに日本の問題＝地方公務員の数の削減と非正規化の進行が顕著

特に、女性の労働を軽視する考えが根底にある現状

* 「地方議会活動について」公害運動で裁判を起こし、その結果、国の機関として「環境庁」を作らせた・・・この成果と経緯から次の点が導きだされる。

・科学性（科学的根拠に基づいた議会活動）が重要である。

民主主義を踏まえ、起こっている事実を洗い出して問題と向き合う。

*** 住民生活を基礎に据えた議会活動を、どう進めるか！**

① 住民に支えられ住民に対する奉仕者として働く議会と議員であるべき。

まず公務員としての基本的な認識、活動方法を確立する（憲法 15 条）

② 住民生活をきちんと把握する能力を備える。

・民主主義的方法の形成と活用

- 現場学習：個人生活の聞き取り・産業現場についての認識・地域的財産についての学び
- 意見提案活動の尊重：請願・陳情等々
- 住民集会等への参加・傍聴
- 地域的住民活動（文化・スポーツなど）についての学習

・科学的方法の形成と活用

- 調査活動・・・個人・集団・議会
- 他自治体への研修
- 議会設置図書館の活用・・・国・県・海外の資料を学ぶ
- 専門家との交流・学習・・・地方自治法 100 条 2 項に基づいて

* 議会活動に求められる民主性・科学性・会派制

- 誰もが思想の自由を持ち、政治選択の自由を持つ。
(住民生活の現場的な課題の大半は、党派とは無関係)
- 地方議会の「会派制」= 中央政府と異なり、二元代表制であること。
会派制の容認と限界を認識する→一人会派が獲得してきたこと。

会派を超えた共同的議会の確立へ

***「国民」概念より広い「住民」概念の意識に立つべき**

= 地方議会は中央政府・都道府県政府の下請け機関ではない。

それらと対等の立場から議会活動を展開することが重要！

まち・地域の中に学び合いの場をつくっていく・・・

長野県阿智村・北海道真狩村等 の実践例を学ぶことが大切。

以上